

障がいをお持ちの方、福祉助成制度ご利用希望の方へ ～福祉サービスをご紹介します～

新冠町では障がい者の日常生活を支援するため、様々な福祉サービスを実施しております。

各サービスによって対象要件が異なりますので、気になるサービスや利用したいサービスがありましたら、お気軽に役場保健福祉課福祉係（47-2113）まで、ご相談ください。

サービス	内 容
補装具費の支給 	車いすや補聴器等の補装具の購入、修理、借受にかかる費用の支給を行います。 【対 象 者】身体障害者手帳所持者。また品目ごとに対象要件があります。 【自己負担】費用の1割が自己負担です（低所得者は自己負担額なし）。 ※ 品目によっては、介護保険制度が優先となる場合があります。 ※ <u>本制度は補装具の購入前に必ず事前申請が必要です。</u>
日常生活用具費の支給 	ストマ等の排泄管理支援用具や入浴補助用具、介護訓練用支援用具等の生活用具購入にかかる費用の支給を行います。 【対 象 者】身体障害者手帳所持者。また品目ごとに対象要件があります。 【自己負担】費用の1割が自己負担です（低所得者は自己負担額なし）。 ※ <u>本制度は商品の購入前に必ず事前申請が必要です。</u>
特別障害者手当 	20歳以上の在宅の重度障がい者で、日常生活において常時特別な介護を必要とする方に支給される手当です。【支給額】月額30,450円 ※ 入院中及び福祉施設に入所している方は対象となりません。
障害児福祉手当 	20歳未満の在宅の重度障がい児で、日常生活において常時介護を必要とする方に支給する手当です。【支給額】月額16,560円 ※ 入院中及び福祉施設に入所している方は対象となりません。
自立支援医療 ・更生医療 ・育成医療 ・精神通院医療 	【更正医療】18歳以上の身体障害者手帳所持者で、透析治療や整形外科手術等の医療費助成を行う制度です。 【育成医療】18歳未満の身体に障がいをもつ児童で障害の程度を軽くしたり、手術などで日常生活などの能力を高めるために行なわれる医療費への助成制度です。 【精神通院医療】精神疾患で通院により治療を行う場合に医療費の補助を行う制度です 【自己負担】上記3つの医療制度は世帯の所得に応じて自己負担の上限があります。 ※ <u>本制度は事前申請が必要となります。</u>
軽度・中等度難聴児 補聴器購入費助成 	【対象者】18歳以下で両耳の聴力レベルが30デシベル以上であり、身体障害者手帳の交付対象外である方。 【助成品目】補聴器及びイヤモールドの購入及び修理 【助成額】町基準額（補聴器46,400円、イヤモールド9,500円）と実際に購入した金額のいずれか低い方の額に対し9割を助成。ただし、生活保護世帯又は町民税非課税世帯は町基準額以内であれば全額を助成します。 ※ <u>本制度は事前申請が必要となります。</u>

<p>移送サービス</p> 	<p>在宅の高齢者及び障がい者が医療機関等への受診のため送迎を必要とする場合、新冠町社会福祉協議会が自宅から医療機関等まで無償で送迎サービスを行います。</p> <p>【対象者】高齢者（65歳以上）：身体上又は精神上的の障害のため公共交通機関等を利用し通院することが困難な方 障がい者（65歳未満）：上記の状態、かつ障がい者手帳を所持する方</p>
<p>重度障害者福祉ハイヤー 利用料金助成事業</p> 	<p>在宅の重度障がい者（児）で外出時に介護が必要な方に対し、通院に利用するハイヤー料金の一部を助成します。</p> <p>【対象者】身体障害者手帳所持者（1・2級及び腎臓機能障害で3級以上） 【助成額】新冠ハイヤーで使用できる60往復分の券を交付</p> <p>※ 対象者については、本制度より先に移送サービスの利用が優先されます。</p>
<p>駐車禁止除外指定車の 標章</p> 	<p>歩行困難な身体障がい者の使用する自動車は、公安委員会から駐車禁止除外指定車標章の交付を受けると、駐車禁止の場所でも他の交通の妨げにならない限り駐車できます。</p> <p>※ 申請・問い合わせは、静内警察署へお願いいたします。（0146-43-0110）</p>
<p>有料道路通行料金割引</p> 	<p>障がい者が高速道路などの有料道路を利用するときに料金が半額となります。ご自身及びご家族以外の自家用車以外にも、障がい者手帳の種別等により、ハイヤーやレンタカー、知人の車、代車等も対象となる場合があります。</p> <p>※ 割引制度の利用を希望される場合には、事前に申請が必要となります。</p>
<p>NHK放送受信料の減免</p> 	<p>障がい者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）をお持ちの方がいる世帯に対し、NHK放送受信料の免除を受けることができます。</p> <p>【免除額】全額免除もしくは半額免除</p> <p>※ 本制度は事前申請が必要となります。</p>
<p>寿入浴事業</p> 	<p>高齢者や障がい者の健康増進を図るため、レ・コードの湯で使用できる無料入浴券を年間36枚交付します。また、身体障害者手帳3級以上（下肢・体幹）で車椅子及び義足の補装具を受けている方には、貸切風呂（2,500円）の半額助成券も年間36枚交付します。</p> <p>【対象者】 ・70歳以上の高齢者 ・障がい者手帳所持者（身体・療育・精神）</p>
<p>住宅改修費の支給</p> 	<p>障がい者等が段差解消などバリアフリーに係る住環境の改善を行う場合、改修工事費を支給します。</p> <p>【対象者】身体障害者手帳所持者（下肢・体幹機能障害で3級以上） 【支給額】上限20万円（原則として、給付額の1割は自己負担）</p> <p>※ 本制度は事前申請が必要となります。</p>
<p>社会福祉振興補助金 （住宅改修等事業）</p> 	<p>高齢者や障がいのある方のために行う大規模なバリアフリーに係る住宅改修費を助成します。</p> <p>【対象者】介護保険による要介護2以上、または身体障害者手帳3級以上の方 【助成額】介護保険等からの給付を含め最大100万円まで助成</p> <p>※ 本制度は事前申請が必要となります。</p>

<p>身体障害者用自動車改造費の助成</p> 	<p>障がい者本人が運転出来るよう自動車を改造する場合に、その費用を助成します。 【対象者】 身体障害者手帳所持者（上下肢機能障害で1・2級） 【助成金額】 上限10万円 ※ 本制度は事前申請が必要となります。</p>
<p>社会福祉振興補助金 (福祉介護車両購入費等助成事業)</p> 	<p>介護を要する高齢者や障がいのある方が、車両への乗降をスムーズに行うためリフトやスロープを装備した福祉車両の購入や改造する際の費用を助成します。 【対象者】 介護保険による要介護2以上、又は身体障害者手帳2級以上の方 【助成金額】 福祉仕様に係る経費の半額を助成（上限30万円） ※ 本制度は事前申請が必要となります。</p>
<p>ヘルプマーク・ヘルプカード</p> 	<p>外見からは障がいがあることが分からない方などに対し、携行することで周囲の方に配慮を必要としていることを知らせたり、援助を得やすくするものです。 新冠町では、町民全体で「助け合い・支え合い」をできる環境を作っていくため、「ヘルプマーク」「ヘルプカード」を無料配布し、普及啓発事業を実施しています。 ヘルプマーク・ヘルプカードを希望される方は、役場保健福祉課まで。</p>
<p>障がい者、高齢者の 所得税法の障害者 控除について</p> 	<p>ご本人、配偶者、扶養親族が障がい者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか）をお持ちの方は、年末調整や確定申告の際、所得税等の障害者控除を受けることができます。 また、障がい者手帳の交付を受けていない場合でも、65歳以上で介護保険の要介護認定を受け、寝たきりや認知症などの症状がある場合、その方を扶養し、町の認定を受けられた方は、障害者控除の対象となります。</p>
<p>買い物支援事業 「らくらくにいかっぷ」</p> 	<p>高齢のため買い物が困難となった高齢者世帯（65歳以上）に対し、新冠町商工会に加盟する店舗の食料品等を、移動販売または宅配にてご自宅までお届けします。 また、訪問時に急病・不在等の異変があった際は、事前に登録するご家族または役場保健福祉課へ状況に応じ連絡いたします。 【利用料】 食料品等の購入分は実費となります。（送料無料） 利用申し込みは新冠町商工会（47-2421）へお問合せ下さい。</p>
<p>介護職員初任者研修 ・実務者研修への 受講費用を助成 します</p> 	<p>介護職員初任者研修又は実務者研修を受講した方へ研修費用の一部を助成します。 【助成額】 受講に要した費用の3分の2（最大5万円） 【申請方法】 修了証明書の交付を受けた年度の年度末（3/31）までに保健福祉課へ補助申請してください。</p>
<p>障がい者への虐待 に関する相談窓口</p> 	<p>虐待を受けたと思われる障がい者を発見した場合や虐待についての困りごとは、役場の障がい者虐待相談窓口までご連絡下さい。 【虐待の内容】 ・身体的虐待・心理的虐待・性的虐待・ネグレクト（放棄・放任） ・経済的虐待 【障がい者虐待相談窓口】 役場保健福祉課福祉係 47-2113 chouminfukushi@niikappu.jp</p>

障害福祉サービス



障害福祉サービスには、在宅でヘルパーを利用したり、施設へ通いさまざまな活動を行ったり、施設へ入所するサービスがあります。

【利用料】 サービス給付費の1割及び食費等の実費相当分は自己負担
(低所得者の1割負担分は無料ですが食費等の自己負担があります。)

障害福祉サービス (主に町内で利用可能なサービス)

サービス名		内容	
介護給付	居宅介護	ヘルパーが訪問し身のまわりのお世話をします。	
	行動援護	安心して外出できるようヘルパーが外出の支援をします。	
	短期入所	介護者に用事等があるときに施設に短期間宿泊することができます。	
	生活介護	日中、施設で生活の支援を受けることができます。	
	施設入所支援	日常生活の支援を受けながら施設で暮らすことができます。	
	共同生活援助 (グループホーム)	障がい者がアパートや家で一緒に生活し、世話人から日常生活の支援を受けます。	
訓練等給付	自立訓練 (生活訓練)	障がいをもつ方が、地域で自立した生活ができるよう、自分で身の回りのことをする訓練を受けることができます。	
	就労移行支援	会社等に就職するための訓練を受けることができます。	
	就労継続支援 (A型、B型)	会社以外の場所で、支援を受けながら働くことができます。	
	就労選択支援	「自分に合った働き方が分からない」という方に対し、面談や作業体験を通して得意なことや課題を整理し、最適な就労サービスや進路を一緒に考えることができます。	
相談支援	地域移行支援	施設等に入所している障がい者や病院等に入院している障がい者が、地域で生活するための活動に関する相談や、その他の必要な支援を受ける事ができます。	
通所支援	児童発達支援	日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を受けられます。(対象：未就学児)	
	放課後等デイサービス	放課後や夏休み等において、生活能力向上のための訓練を受けられます。(対象：就学児)	
	保育所等訪問	保育所等における集団生活の適応のための専門的支援を受けられます。	
支援事業	地域生活	日中一時支援	家庭において一時的に監護を受けられない障がい者に日中活動の場を提供しています。
	移動支援	個別的支援が必要な障がい者等に対するマンツーマンによる移動や意思疎通等の支援を行っています。	
	新冠町地域活動支援センター	日中活動を支援するため生活上の相談やスポーツ、レク、趣味、作業活動を行っています。	

障がいに関する 相談窓口



障がいに関する相談は、保健福祉課福祉係（新冠町障がい者基幹相談支援センター）のほか、次の相談機関および障がい者相談員もお受けいたします。

- ・新冠町相談支援事業所 相談室かける（字本町 65 番地の 17）
（サポートセンターえましあ内 Tel47-2333）
- ・知的障がい者相談員 成田英司さん（新冠ほくと園統括施設長）
（新冠ほくと園：字節婦町 104 番地 Tel47-2009）
- ・身体障がい者相談員 百海秀一さん（新冠町身体障害者福祉協会会長・民生委員）
（自宅住所：字節婦町 300 番地の 20）

新冠町 保健福祉課保健福祉グループ福祉係
（役場1階3番窓口） 電話：47-2113